

医療救護所の概要

災害時には、災害現場の負傷者や被災地内の傷病者に対して救護活動を行うため、医療救護所を設置する。医療救護所には「緊急医療救護所」と「避難所医療救護所」があり、墨田区は墨田区地域防災計画等に基づいて医療救護所を設置・運営することになる。

図 1 【主な救護所の種類】

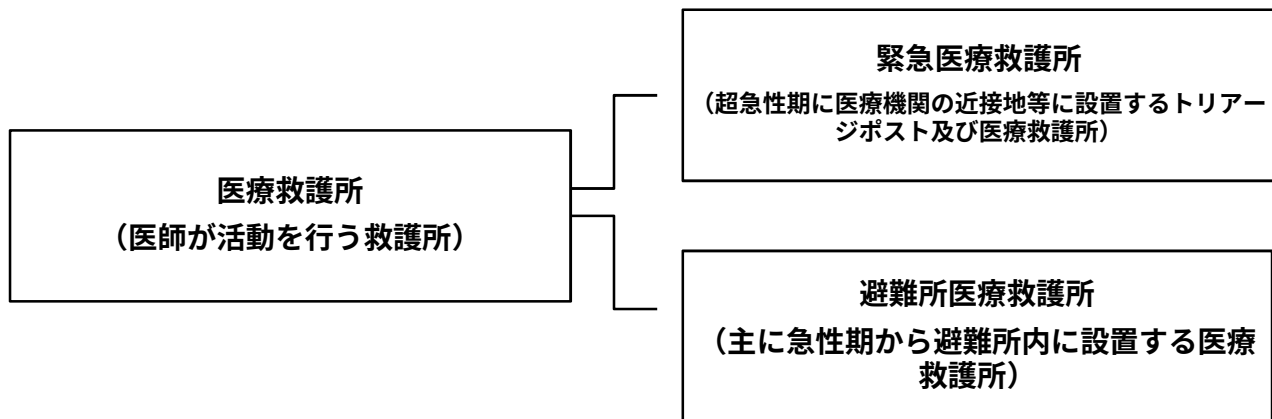


図 2 【緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較】

	医療救護所	
種別	緊急医療救護所	避難所医療救護所
内容	区が、発災後速やかに災害拠点病院などの近接地等に設置するトリアージポスト及び医療救護所	区が、おおむね急性期以降に、避難所に設置する医療救護所
1 目的	病院前トリアージの実施により、中等症者等に対する二次救急病院の診療機能を確保 重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供	避難所における医療機能の提供
2 場所	災害拠点病院等の近接地等	500人以上の避難所、二次避難所（福祉避難所）
3 機能	【おおむね超急性期まで】 ・ トリアージ ・ 軽症者に対する治療	【おおむね急性期以降】 ・ 傷病者に対する治療 ・ 避難者に対する健康相談、巡回診療等
4 期間	原則として超急性期まで開設 (近接病院等の状況から閉鎖を判断)	原則として、急性期から慢性期まで開設 (地域の医療機能、避難所の状況から閉鎖を判断)

設置時期

医療救護所の設置時期は次のとおりである。緊急医療救護所の開設については本マニュアルの第2章第4節を参照、避難所医療救護所については墨田区地域防災計画による。

図 3 【医療救護所の設営時期】

	フェーズ0	フェーズ1	フェーズ2	フェーズ3	フェーズ4	フェーズ5
	発災直後	超急性期	急性期	亜急性期	慢性期	中長期
	～6時間	～72時間	～1週間	～1ヵ月	～3ヵ月	3ヵ月～
想定される医療ニーズ	外傷治療・救急救命	慢性疾患治療・被災者の健康管理				
緊急医療救護所	速やかに設置、トリアージ・応急措置					
避難所医療救護所			慢性疾患治療・被災者の健康管理（巡回診療を含む）			

避難所医療救護所での医療救護

発災後概ね72時間が経過し急性期に入る状況においては、避難所等に設置する避難所医療救護所での活動が中心となる。避難所医療救護所の設置については、災対保健衛生部長が墨田区災害医療コーディネーターと協議のうえ、判断する。

避難所医療救護所では慢性疾患治療、被災者の健康管理や公衆衛生的ニーズが高くなることが想定されるため、避難者に対し健康相談、診察、歯科診療、服薬指導等の医療救護活動を実施する。

図 4 【緊急医療救護所の設置場所一覧（地図）】

番号	トリアージポスト 開設予定病院	医療救護所 開設予定施設
1	東京曳舟病院	曳舟文化センター
2	同愛記念病院	病院敷地内駐車場
3	墨田中央病院	第四吾嬬小学校
4	東京都済生会向島病院	寺島中学校
5	中村病院	八広一丁目集会室
6	賛育会病院	柳島小学校
7	山田記念病院	外手小学校

※ 1 2 は、「拠点となる緊急医療救護所」となるため、発災時は優先的に開設予定

